

災害時における応急対策等の実施に関する協定書

香川県(以下「甲」という。)と香川県管工事業協同組合連合会(以下「乙」という。)は、香川県内に所在する水道施設等において、地震災害、風水害、その他の災害、もしくは渇水等が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、水道施設等における、災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(協力要請等)

第2条 甲は、水道施設等に対して応急対策を実施する必要があると認めるときは、市町及び香川県広域水道企業団と調整のうえ、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 応急対策業務を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の協力内容
- (4) その他、協力に関して参考となる事項

4 第1項に定める要請は、文書により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがない時は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(応急対策業務)

第3条 乙は前条の規定による要請を受けたときは、速やかに施設の応急対策を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、おおむね次のような作業に従事するものとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 水道施設等の応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか甲が必要とする業務

(費用負担)

第4条 甲が要請した前条の応急対策業務に要した費用については、原則として、甲の定める基準に基づき甲が市町及び香川県広域水道企業団と協議のうえ、負担するものとする。

(補償)

第5条 乙の会員が作業活動中又は作業場所への往復途中に負傷、疾病および死亡した場合における補償は、乙の負担とする。

2 乙の会員が作業活動中又は作業場所への往復途中に第三者に損害を与えた場合については、乙がその賠償の責に任ずるものとする。

(連絡体制)

第6条 この協定書の業務に関する連絡窓口は、甲においては香川県政策部水資源対策課長、乙においては香川県管工事業協同組合連合会会長又は応急復旧作業を実施する地域の支部長とする。

(災害訓練及び講習会等の協力)

第7条 乙は、甲が実施する災害訓練及び水道技術の向上を図るための講習会等に協力するものとする。

(応急対策業務の報告)

第8条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかにその実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(他の協定との関係)

第10条 本協定は、市町及び香川県広域水道企業団が別途同様の協定を締結している場合、これを妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6年 3月 18日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 池田豊人

乙 香川県高松市天神前5番30号
香川県管工事業協同組合連合会
会長 中川 悟